

平成27年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第6号）

平成27年9月28日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第73号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第74号 那須塩原市個人番号カードの利用に関する条例の制定について
議案第75号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の制定について
議案第76号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定について
議案第77号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について
議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について
議案第79号 那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正について
議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
議案第81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正について
議案第82号 那須塩原市水道基金条例の一部改正について
議案第83号 財産の取得について
議案第84号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第85号 平成26年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
請願・陳情等について
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）
議案第65号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第66号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第67号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第69号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第71号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 認定第 1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成26年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成26年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 4 報告第27号 専決処分の報告について〔和解〕
(報告)
- 日程第 5 議案第86号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 発議第10号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 発議第11号 議員の派遣について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 選挙第9号 那須地区消防組合議会議員の選挙について
(選挙)
- 日程第 9 議員の海外派遣報告について
(報告)

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	会田裕司
代表監査委員	大場浩一	農業委員会事務局長	川嶋勇一

西那須野 関谷正徳
支所長

塩原支所長 赤井清宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠

議事課長 大武利幸

課長補佐兼
議事調査係長 増田健造

議事調査係 伊藤 靖

議事調査係 長岡栄治

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案第73号～議案第85号及び び請願・陳情等の各常任委員長 報告、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 日程第1、議案第73号から議案第85号までの13件及び請願・陳情等についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案13件及び請願・陳情等については関係委員会に付託してあります。各委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。
10番、松田寛人議員。

〔総務企画常任委員長 松田寛人議員登壇〕
総務企画常任委員長（松田寛人議員） 総務企画常任委員会の審査経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、条例案件3件、財産取得案件1件、規約変更案件1件、陳情2件の合計7件であります。

これらの案件を審査するため、去る9月15日と

16日、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長と課長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第73号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について申し上げます。

企画部企画政策課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、セキュリティー対策について職員のほうから情報が漏れるという心配もあるかと思うが、指導なり研修なりを考えているのかとの質疑があり、執行部からは、セキュリティーポリシーの各部署の審査を見直し、さらにチェック体制をきちんとやっていくということで、それぞれの部署での情報管理の仕方、使い方もあわせて確認しながらやっている。基本的に職員個人が何かをするということのないようなチェック体制の取り組みをしているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、規則で定めている必要な事項はどのようなものが想定され、いつごろまでに規則を定めることになっているのかとの質疑があり、執行部からは、条例が施行される1月1日には規則が公布されているタイミングになる。想定される必要な事項については、現在精査を加えているが、委託している部分もあり、具体的なところまでは調整に至っていないとの答弁がありました。

以上を審査の結果、議案第73号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につい

ては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号 那須塩原市個人番号カードの利用に関する条例の制定について申し上げます。

企画部企画政策課の審査において、執行部からの説明に対し委員からは、個人番号カードに印鑑登録証明書の交付事務をつけ加えると、住基カードはどのようなのかとの質疑があり、執行部からは、1月1日からは個人番号カードのみの発行となり、新たな住基カードは発行しない。住基カードは、個人番号カードが発行されると廃止される形になるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、ICチップは独自利用ではどのようなものを想定しているのかとの質疑があり、執行部からは、現実的なものとしては、図書カード、施設の利用カードとか、幾つか検討をしているとの答弁がありました。

以上を審査の結果、議案第74号 那須塩原市個人番号カードの利用に関する条例の制定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正についてを申し上げます。

総務部総務課の審査において執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第77号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決しました。

次に、議案第79号 那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正についてを申し上げます。

総務部総務課の審査において執行部からの説明に対し、委員から、勤務地と居住地どちらも対象地域に入らないと支給にならないのかとの質疑が

あり、執行部からは、両方の条件を満たさないと支給対象にはならないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、実際に該当する人数はどのくらいになるのかとの質疑があり、執行部からは、該当する職員は現在のところ8名、経過措置に該当する職員は43名との答弁がありました。

以上を審査の結果、議案第79号 那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 財産の取得についてを申し上げます。

塩原支所産業観光建設課の審査において執行部からの説明に対し、委員からは、24年経過ということで、具体的にどんなところが故障してきたのかとの質疑があり、執行部からは、オイルパンに約50万円、エンジン関係で約150万円の修繕費がかかり、年々ふえているようなことから、更新したいと考えているとの答弁がありました。

以上を審査の結果、議案第83号 財産の取得については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第84号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第84号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第11号 ミニポートピア（場外舟券売り場）建設反対の陳情についてを申し上げます

す。

委員から、まだ正式に計画が提出されていないということで、現時点でどういう判断をしていいかという資料がないので、現時点では継続審査がやむを得ないのではないかと意見がありました。

また、他の委員からは、我々の議会対応としては、市に対してまだ計画等の申請も出ていないので、採択、あるいは不採択というような判断材料がそろっていない状況で、今回は継続として今後の動きを見て判断をしたらいいかと思うとの意見がありました。

また、他の委員からは、この問題が出てきてまだ余り時間がたっていないので、いろいろなケースを検討するのに資料が少な過ぎるという問題もあると思う。今回の地元は、長い間産廃問題で心配してきて、しかも地元の思いどおりにいかなかったという事情もある。申請が出てきた場合には、真剣に検討して、議員としてもしっかりと議論を出すように持っていけばいいと、今の段階ではそれしか言いようがない。メリットもデメリットもあると思うので、しっかり精査していきたいとの意見がありました。

以上を採決の結果、陳情第11号 ミニポートピア（場外舟券売り場）建設反対の陳情については、委員全員一致で継続審査とすべきものと決しました。

続いて、陳情第12号 安全保障関連法案の審議に関する陳情についてを申し上げます。

委員から、参議院で意見攻防されている中、地方議会が入るということは非常に難しい問題があると思うとの意見がありました。

また、他の委員からは、国会審議中ではあるが、これからどうなるのかまだわからない。新聞等の情報から、国民の半数以上が納得していない状況だと思っている。まだまだ審議は足りない状況で、

もう少ししっかり国民の理解を得られるような形にしてもらいたいとの意見がありました。

また、他の委員からは、内容は十分に理解するものであるが、国防は国の専権事項であり、地方議会における審議事項としては若干なじまないとの意見がありました。

以上を採決の結果、陳情第12号 安全保障関連法案の審議に関する陳情については、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

9番、伊藤豊美議員。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美議員登壇〕
福祉教育常任委員長（伊藤豊美議員） おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件5件、陳情1件の計6件であります。

これらを審査するため、去る9月15日、16日の2日間、第4委員会室において、委員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、教育部教育総務課所管の議案第75号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の制定について、議案第76号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定について及び議案第81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正について

の3件について、那須塩原市議会会議規則第96条に基づき一括議題として審査を行いましたので、申し上げます。

委員からは、議案第81号の条例の一部改正について、改正案の第12条に延滞損害金の記載があるが、延滞損害金の内容、程度はどのような考えかとの質疑があり、執行部からは、現行制度では10.95%となっており、国庫補助金の返納に伴う延滞金の利息を根拠としているが、民法の損害金を付加することが適当であると考え、民法で定める延滞損害金の5%を想定しているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、連帯保証人の条件緩和として、市内在住条件の撤廃及び市税完納条件の撤廃を行うとのことだが、連帯保証人1名をつける理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、現行制度でも保護者と連帯保証人を1名ずつつけることになっており、今回の見直しで連帯保証人を付加することについて検討を行ったが、市の公金を支出するに鑑みて、保証人を付することが適切だと考えるためとの答弁がありました。

審査の結果、議案第75号 那須塩原市奨学資金の給付に関する条例の制定について、議案第76号 那須塩原市奨学生選考委員会条例の制定について及び議案第81号 那須塩原市奨学資金貸与基金条例の一部改正についての3件については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部市民課所管の議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について申し上げます。

委員から、条例第14条ただし書きに「、『自動交付機』」を「自動交付機」に改めるという部分があり、文字の改正がないと考えるがいかがか伺うとの質疑があり、執行部からは、「、『自動交

付機』」の「、」を削除するための改正であるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、この条例改正はマイナンバーに関連するものであり、マイナンバーのシステムは国際的に未完成だとなっているので、情報漏えいの危険性も考えられるため、市民の情報を守っていくためにも反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部市民課所管の議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、住基カードが廃止され個人番号カードにかわるわけだが、改めて個人番号カードに切りかえない、または切りかえないで住基カードを使用することは選択できるかとの質疑があり、執行部からは、個人番号カードの切りかえは個人の考えであり、住基カードも10年間有効であるため、そのまま使用することができるとの答弁がありました。

また、委員からは、この条例もマイナンバーに関する条例改正であるため反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情についてを申し上げます。

委員からは、教育は平等であるという観点から、普通学校と同様に基準を設ける必要があると考える。弱者に対し手厚く支援すべきだと考えるため、賛成採決とすべきとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、県北にある那須特別支援学校に現地調査に行った中で、陳情の趣旨にある現状は見られなかったことから、不採択としたいとの意見がありました。

討論では、ほかの委員からは、体に障害を持っている子ども普通の子も同じような教育条件を与えるべきだと考え、子どもの最善の利益のために教育条件を整備する立場で賛成するとの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査過程並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

7番、櫻田貴久議員。

〔建設経済常任委員長 櫻田貴久議員登壇〕

建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件1件、その他の案件1件の計2件でございます。

これらを審査するため、去る9月15日、16日の2日間、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

初めに、議案第82号 那須塩原市水道基金条例の一部改正について申し上げます。

上下水道部水道課の審査において、委員からは

特に質疑、意見等はなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 平成26年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

上下水道部水道課の審査において、委員からは特に質疑、意見等はなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、放射能対策検討特別委員長の報告を求めます。

21番、相馬義一議員。

〔放射能対策検討特別委員長 相馬義一議員登壇〕

放射能対策検討特別委員長（相馬義一議員） おはようございます。

これより放射能対策検討特別委員会の審査経過と結果についてご報告いたします。

平成27年第4回那須塩原市議会定例会において、当特別委員会に付託された案件は、陳情第7号及び陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号の計4件であります。

これらを審査するために9月17日木曜、第4委員会室において、委員出席のもと、審査を行いました。

初めに、陳情第7号 放射能対策に関する陳情書について申し上げます。

委員から出された意見は、次のとおりでございます。

子どもたちが長く過ごす場所は、不安がないことが一番大切なことで、一部非常に高いところの除染を続けることは非常に大切なことである。ま

た、食品測定窓口を広く確保することは必要なことであり、本庁も支所もトワイライトの時間も含めて、いつでも測定ができる体制を整えるべきである。

18歳以下の子どもがいない場合には、ホットスポットの除染のみしか行われておらず、そこに子どもたちが遊びに行くことは不安であり、0.23 μ Sv以下の除染を継続して行うことは、妥当な判断だと思う。

執行部との意見交換並びに勉強会で、今までの状況説明を受けてきた中で、できないことに関して採択するという無責任な結果は出せない。0.23 μ Svというのは、国の考え方の中で目指していく数値と言える考え方である。食品検査に関しては、現在市で実施していないわけではなく、本庁では月曜から金曜までの週5日間、西那須野支所、箒根出張所では週2日測定できており、現状を継続することでいいのではないか等の意見がありました。

委員から出されました討論については、次のとおりです。

市民の不安、特に今子育てをしているお母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんの不安、そして子どもたちの健康への不安を取り除くことは、行政にとって一番大切なところであり、定住促進の考え方や那須塩原市を安心・安全なまちづくりだというアピールをするためには、ここに書かれている要望をしっかりと受けとめて、採択をしていくべきである。食品測定の件数が少ないからといって、時間を狭めるとするのは、企業の原理であり、行政は来る人がいないとしても、いつでも開設しておくべきであるとの賛成討論がありました。

また、甲状腺エコー検査と食品測定に関しては十分理解をするところではあるが、子どもが集ま

る全ての場所を0.23 μ Sv以下にすべく除染を継続することに関しては、執行部との勉強会を重ね、どうしても実施は難しいと説明を受け採択することは無責任であるとして、一部採択とすべきとの討論がありました。

採決の結果、1の甲状腺エコー検査に関する要望については採択、2の家庭や子どもが集まる全ての場所を0.23 μ Sv/h以下にすべく除染事業の継続に関する要望については不採択、3の食品測定に関する要望については採択となり、陳情第7号 放射能対策に関する陳情書については、一部採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号 放射能対策に関する陳情書について申し上げます。

委員から出された意見は次のとおりです。

関谷・下田野地区は、本市の中で特に数値の高い地域であり、子どもたちやそこに住んでいる人たちの不安を取り除くために、徹底的に除染をしてもらいたい。ハロープラザは徹底した除染により、0.09 μ Svとなった。徹底すれば数値は下がるし、モデル地域にもなる。

1番から7番までの要望について、執行部との勉強会や現場の話を聞く中で、内容を精査したところではできないものもあり、全てを採択するのは無責任である。

2の関谷・下田野地区の各公民館の敷地内の表土除去による除染と3の関谷地内公園、区画整理地公園の表土除染については、一応除染を1回実施しているのでよいのではないか等の意見がありました。

委員から出された討論については、次のとおりです。

関谷・下田野を含め、ホットスポットと言われる地域は市内にもまだあり、放射能という目に見えない脅威というものは、そこで生活している人

でないとわからない部分もたくさんあると思う。除染をし数値が下がった場所もあり、モデル地区にもなる。那須塩原市にとって一番大切なことは、放射線の除染に対し不安を持っている人たちをいかに減らしていくか、特に学校やその周辺の除染は、最優先とすべきである。そこに住む方々が将来にわたって不安を持たず、ここに住み続けようという気持ちになるとの賛成討論がありました。

また、ほかの委員からは、1番の関谷小学校の除染未実施箇所の再除染の関しては、執行部からの説明ではこれ以上できないとのことであり、地域の人々が進められている部分は積極的に進めてもらいたいことから不採択。また、2番の公民館等に関しては、やっていないわけではない、4番の関谷地内南公園の調整池の立入禁止の措置などは、看板等の設置などで十分クリアできるのではないか。6番の関谷・下田野地区の除染を希望する全世帯、全戸対象の表土除染については、まず関谷地区の対象世帯の100%除染実施の取り組みを進めてみてはどうかとして、一部採択とすべきとの討論がありました。

採決の結果、1の関谷小学校の除染未実施箇所の再除染については採択、2の関谷・下田野地区の各公民館の敷地内の表土除去による除染の実施については不採択、3の関谷地内公園、区画整理地公園の表土除染による除染の実施については不採択、4の関谷地内南公園の調整池の立入禁止の措置については採択、5の各公園の継続的な空間放射線量の測定の実施と公表については採択、6の関谷・下田野地区の除染において、18歳以下のいる世帯に限らず、除染を希望する全世帯全戸対象の表土除去による除染については不採択、7の福島第一原発事故時に市内に在住していた20歳以下の子もたちを対象に甲状腺検査を市によって実施については不採択となり、陳情第8号 放射

能対策に関する陳情書については、一部採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号 放射能対策に関する陳情書及び陳情第10号 放射能対策に関する陳情書について一括して申し上げます。

この2件の陳情については、既に議決された陳情第8号と同一趣旨、同一目的のものでありますので、一事不再議の原則により議決不要とし、陳情第8号と同様、一部採択すべきものとみなすことを決しました。

以上で放射能対策検討特別委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第73号から議案第77号までの5件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

議案第73号から議案第77号までの5件については、各常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第73号から議案第77号までの5件については、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員に確認いたします。

異議ある議案の番号を示してください。

11番（高久好一議員） 73号、74号です。

議長（中村芳隆議員） それでは、議案第73号、議案第74号の2件については、それぞれ個別に採決いたします。

まず、議案第73号から採決いたします。

議案第73号については、常任委員長報告のとおり決することで賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について採決いたします。

議案第74号については、常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、次に、議案第75号から議案第77号の3件について採決いたします。

議案第75号から議案第77号の3件については、常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。11番、日本共産党の高久好一です。

議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について反対する討論です。

この条例は、平成28年1月1日から施行する個

人番号制度にあわせて、今までの印鑑証明カードや住民票カードにその機能を加え、あわせて文書の整理を行うものです。

日本に住む一人残らず番号を割り振り、国が情報を管理するマイナンバー、社会保障・税番号制度の本格的運用に向け、安倍政権が準備を加速しています。番号の利用範囲を金融、医療に拡大する改正法を国会で成立させたのに続き、10月5日から番号を国民に知らせる通知カードの郵送を開始します。

しかし、多くの国民は制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げています。地方自治体や企業の対策もおくれています。こんな状況で厳重な保管が必要な番号の通知を始めることで、個人情報に危険にさらし実施に突き進むのは無謀としか言いようがありません。

マイナンバーは、日本国内に住民票を置く赤ちゃんからお年寄りまで全員に12桁の番号を振りつけ、国が管理し、税や社会保障の手続などに使用する仕組みです。現在は、年金や税金、住民票など、個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を1本に結びつけることが可能になります。行政側から見れば、国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にとっては、分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れれば、悪用されプライバシーの侵害が行われる危険は、飛躍的に大きくなります。

10月からの番号通知後、来年1月から税務事務で使用する計画です。顔写真つきの個人カードを希望者に発行し、身分証明書として使えることの便利さを売り込んでいますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報の保護にとってマイナスだという指摘が多くされています。

法を拡大する改定は、健康情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつける民間分野への拡大を盛り込みました。範囲を広げれば広げるほど、情報漏れはリスクを高めることになります。

日本年金機構から125万件もの情報リスクが発覚し、政府の情報管理への不安が強まる中、当初予定した基礎年金番号とマイナンバーの連結は、最長1年5カ月間延期をせざるを得なくなりました。年金情報漏れ発覚後、政府が地方自治体を緊急調査したところ、情報保全措置が不十分な自治体が存在することが判明しました。マイナンバー運用までに対策が間に合う保証はありません。

マイナンバーの情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さははかり知れません。従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則つきで厳密に管理することを求められている民間中小企業の対応も立ちあっています。中小企業は、業務の煩雑さや出費の重さなどに頭を抱えている状態です。

10月から5,000万世帯に簡易書留で送る通知カードは、施設入所中の高齢者など、200万世帯以上に届かない問題も判明しました。1カ月で解消は困難です。

政府の最新の調査では、マイナンバーの内容をよく知らない人が半数以上です。情報保護に不安を感じる人もふえています。国民の支持や理解が得られない制度を急ぐ必要はありません。延期しても、国民や市民には何の不利益もありません。

市は、マイナンバーの実施中止の決断をすることこそが求められています。議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について、反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、13番、磯飛清議員。

〔13番 磯飛 清議員登壇〕

13番（磯飛 清議員） 13番、磯飛清です。

議案第78号 那須塩原市印鑑条例の一部改正に

ついて賛成の立場で討論を行います。

今回の改正は、マイナンバー制度の行政手続における特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律の施行に伴い、法律のもとで、もう一度申します、法律のもとで平成28年1月1日から、申請者に交付される個人番号カードの多目的利用として印鑑登録証の機能をつけ加えて、窓口交付やコンビニ交付のどちらでも対応が可能となる個人番号カード兼印鑑登録証を交付できるようにするためのものであります。

現在、住民基本台帳カードの交付は約1万3,500件を超え、年々利用者数は伸びているとの説明を受けたところであります。この住基カードにかわる個人番号のカードについても、同様の機能をつけ加えて市民の利便性の向上を図ることは、多様な住民ニーズに応える大切な使命でもあります。

よって、本案について適正であると理解し、賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第78号については、福祉教育常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第78号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第78号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第79号について、総務企画常任委員長の報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第79号については、総務企画常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正について反対する討論です。

今回の条例改正は、市の発行する公簿及び公文書などの交付を国の個人番号制度の発足に合わせ、それぞれの開始日から発行手数料の一部を改正するものです。

あわせて、建築物等の仮使用については、文書の整理を行うもので、これらの条例は公布の日から施行し、第2条の規定は27年10月5日から、第3条の規定は平成28年1月1日から施行するとしています。

反対するのは、通知カードと個人番号制度に伴う改正についてです。税の徴収と社会保障の利用抑制が目的であり、市民にはメリットよりもはるかに大きなリスクを負わせる制度で、中小企業者にも大きな費用負担と煩雑な業務を押しつけることとなります。

那須塩原市にも番号の利用が法律で義務づけられます。未確立のシステムであるため、根本的なリスクを解消する対策はありません。国は、医療保険や年金の手続が簡単になると言って、住民票や所得証明の添付を省略できるという程度です。国民全体の利便性の上には、ほとんどつながりま

せん。番号制度で所得を正確に把握し、税と社会保障の公平を図ると言いますが、富裕層の全資産を把握することは不可能です。

例えば、外国の取引で儲けなど、国内の共通番号ではわかりません。富裕層の資産には手をつけず、逆に一般給与所得者などの中間層の徴税の強化につながります。

使用範囲は当面、社会保障、税、災害対策の3分野に限定されていましたが、利用を民間活用までに拡大する改定案が強行採決されました。預貯金口座の開設の際に個人番号を記入させ、健診データや予防接種の履歴を一元的に把握できる内容です。マイナンバー施行前にもかかわらず、なし崩し的に利用範囲を広げるのも許されません。

現在、年金や医療、雇用や所得、納税などの個人情報、それぞれの制度ごとに複数の機関で管理されていますが、共通番号で同一の人物の情報が1つに結ばれます。国による大量の個人情報の集積が進みます。警察が犯罪捜査に利用できるなど、例外も認めており、広く国民監視の道具に使われます。さらに、この番号が流出すれば、プライバシーの情報の漏えいや、企業による不正使用の恐れがあります。

国は、本人確認を厳密にするから大丈夫と言いますが、安全性はありません。既に共通番号制度を利用している韓国やアメリカでは、情報流出や成り済ましの犯罪など被害が深刻で、制度自体を見直す動きが出ています。日本は危険な社会に突入しようとしています。

10月5日から個人番号を知らせる通知カードが各世帯に簡易書留で郵送されます。住民票の記載地と違う住所の人には届かず、市役所には相当数の苦情が来ると予想されています。住まいがない人、DV被害で住民票を移さず避難している人などには、事前通知を行わなければ方法がないのも

大きな問題です。マイナンバーは、全国民にかかわる制度なのに、ほとんどの内容が理解されていません。準備のおくれが指摘される中、急いで実施されようとしています。私たちは、市民の暮らしへの影響、膨大な税金を使って導入する意味を学びながら、意見表明や行動につなげていかなければなりません。

来年1月からは、マイナンバーの本格的な使用が実施され、顔写真とIC機能がついた個人番号カードが希望者に交付されます。国民の八、九割まで普及が進めば、悪用される機会もふえます。危険な番号カードは、申請しないことが最大の対策です。住基ネットと一体どこが違うのか。2002年に始まった住基ネットは、使用目的が曖昧で利用範囲が限られたため、普及しないまま国も市もかわった税金の大きな無駄遣いで終わります。

マイナンバー制度は、新たに別の番号を国民に強制し、強大な個人情報ネットワークをつくり上げることが狙いです。マイナンバー制度をスタートさせる条件は全くありません。市は国に対して、番号通知の中止と個人番号制度の廃止を求めるべきです。

6月議会に続き、個人番号制度に市は参加すべきでないことを述べ、議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正について反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、21番、相馬義一議員。

〔21番 相馬義一議員登壇〕

21番（相馬義一議員） 議案第80号 那須塩原市手数料条例の一部改正について賛成討論を行います。

今回の改正は、1つに建築基準法の改正に伴い、構造計算適合性判定について建築主事を経由せずに、直接建築主が指定構造計算適合性判定機関に

申請し判定を受ける仕組みに定められたことから、当該手数料について規定から削るものであります。

法改正の趣旨は、建築主が指定構造計算適合性判定機関や申請時期を選択できるようになるものです。反対する理由がありません。

2つ目は、マイナンバー制度の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード、個人番号カードの再交付手数料について規定するものであります。初回は国庫補助により無料となりますが、再交付手数料について、徴収の必要性から規定に加えるものであります。

さらに、個人番号カードの交付に伴い、住民基本台帳カードの交付が廃止されることから、当該手数料を削るものであります。

マイナンバーは、複数の機関に存在する個人の情報について、同一人の情報であることと確認することができ、社会保障、税、災害対策を着実に実施するために必要な措置であると考えます。

よって、法の施行に伴う本改正案については、当然必要なものと理解し、賛成するものであります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第80号について、福祉教育常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第80号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第80号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号から議案第85号までの5件については、討論の通告者がおりませんので、討論

を省略いたします。

議案第81号から議案第85号までの5件について、各常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第81号から議案第85号までの5件については、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第85号までの5件については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願・陳情等に入ります。

まず、陳情第3号について討論を許します。

23番、平山啓子議員。

〔23番 平山啓子議員登壇〕

23番（平山啓子議員） 23番、公明クラブ、平山啓子でございます。

陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情に不採択の立場で討論いたします。

この陳情を読みますと、特別支援学校の学校建設はほとんど進んでいないと、また新增設も進んでいないという文言になっておりますが、県内においても、障害種別による児童生徒の推移等を踏まえて計画的に進めております。

平成22年度には、富屋特別支援学校の鹿沼分校、

栃木特別支援学校の肢体不自由教育部門の設置、平成23年度には那須特別支援学校の小中部棟を整備、また来年平成28年度には、高等特別支援学校の開設が予定されているということで、県内では着実に整備がされております。

次に、普通教室の使用状況については、特別支援学校では、将来の自立と社会参加を見据えて、小集団での指導を基本としており、必要に応じて個別的な対応をとっております。

医療的ケアが必要な子どもの多くは重複障害学級に在籍し、通常の学級とは別の教室で、安全には十分に配慮をして、対応をしております。

また、特別教室の普通教室への転用についても、各学校の実情を踏まえ、教育課程に支障がないよう十分考慮して対応しており、今回の視察において、陳情にあるような状況は認められませんでした。

さらに、特別支援学校の設置基準、特別支援学級の設備編成にかわるものとして、特別支援学校施設整備指針があります。この指針は、学校教育を進める上で、必要な施設機能を確保するために計画及び設計における留意事項を示したものです。

例えば、秋田県に平成23年に開設されましたあきた総合支援エリア「かがやきの丘」では、学習、生活空間の充実、一人一人の教育的ニーズの対応、連携に配慮した職員室等の整備をポイントに、障害種の異なる3つの特別支援学校、盲学校、聾学校、支援学校と隣接する医療療育センターが集結し、連携して幼児、児童生徒を支援しております。

指針に関する留意事項には、特別支援学校の施設計画においては、本指針を踏まえ、幼児、児童生徒の障害の状態及び特性等に応じた配慮を加えつつ計画することなどが示されております。何も基準がないわけではありません。まず、現状として対応ができていることから、将来的に必要なであ

れば、設置基準を検討すべきと考えます。

よって、この陳情には不採択といたします。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

〔1番 藤村由美子議員登壇〕

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。

陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

特別支援学校の児童生徒数は、全国的に増加が進んでいます。那須塩原市においても、特別支援学校への理解が深まったことと、中学、高校に通う年ごろで難しい生徒がふえていることなどの背景から、現在、児童数が開校以来のピークとなっており、教室が不足しているとのこと。実際に、作業学習室である特別教室を普通教室に転用している現状を見てまいりました。

また、車椅子が必要な児童がいるのに、渡り廊下から校舎に入る入り口には段差があり、その段差をなくすために、先生が手づくりでスロープをつくられていました。

幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある設置基準が、一人一人違う特別な配慮が必要な特別支援学校においてのみないという現状は、憂慮すべきことです。そのために、現場で軽微な改修作業を行うなど、先生方にとっては本来の仕事以外のご努力が必要となり、それは、先生や生徒の負担を強いることにつながります。これで子どもたちへの教育の平等が保障されていると言えるのでしょうか。

幸い、那須塩原市内では、現時点では心配されるような劣悪な環境はありません。ただ、それが未来永劫続くという保証は担保されていません。また、県内、市内にはないからそれでよいとは言えないでしょう。全国どの自治体においても、こ

の陳情で指摘されているような、1つの教室をカーテンで仕切って使うなどの状態の特別支援学校があってはならないのです。

子どもたちと先生方に負担を強いることを取り除くためにも、最低限の設置基準を求めることは、当然の権利と考えます。

以上の理由から、この陳情を採択することに賛成いたします。

議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情について賛成する討論です。

この陳情は、特別支援学校の「設置基準」を策定することを求める意見書を文部科学大臣に提出するよう求め、6月議会に全日本教職員組合から提出され、継続審議となっていました。

陳情の理由として、全国的に特別支援学校の児童生徒数の増加が進み、在籍者数は2014年文科省調査でこの10年間で3万6,000人ふえています。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解が進み、一人一人に見合った丁寧な教育をしてほしいという父母、国民の願いが広がったためとしています。一方で、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童生徒が通学しているなど、子どもたちの学ぶ権利が保障できないばかりか、さまざまな障害を持つ児童生徒の命と健康を脅かしかねない状況にもなっている現状を述べています。

全国で不足している教室が普通教室だけで3,963教室に上ることも文科省の調査が2014年に認めていることです。こうした事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学

校まである設置基準が特別支援学校だけにないとあると指摘しています。

設置基準というのは、学校を設置するのに必要な最低の基準であり、設置者はこの基準の向上を図ることに努めなければならないとされていることから、市に特別支援学校の「設置基準」を策定するよう求める意見書を文部科学大臣に提出するよう求めています。

私たちが2度にわたって視察した那須特別支援学校のパンフレットや資料を改めて見直すと、在籍者数合計323人やクラスがあり、どの市や町から通学しているのかがわかります。しかし、定員が何人であるかを記した欄は見つかりません。

私の聞いていた生徒2人に1人の教師配置ではなく、ここでは1人の教師が6人を受け持っている計算になるという説明でした。

特別支援学校は、新設された部分と古いまま継ぎ足した部分が縦横に走る、さながら増改築を繰り返してきた温泉旅館のようでした。職員の工夫で段差をなくすなど応急的な対応はあるものの、特別支援学校に見合った整備の必要性が強く求められています。設置基準があれば、不足するもの、整備目標がより明確になります。

那須塩原市からこの支援学校に50人の児童生徒が通っています。市は昨年、子どもの最善の利益を守るために国連子どもの権利条約に倣って、那須塩原市子どもの権利条約を策定しました。さらに、平成27年度の市長の市政運営方針では、子育て支援を強化するため子ども未来部を創設し、子育て世帯の新たな支援策や放課後児童対策、そして幼児期から就学、就労まで子育てを継続的に支援する仕組みを構築するとう述べています。

子ども一人一人の成長に見合った丁寧な教育をしてほしいという父母や職員の願いに寄り添い、陳情第3号 特別支援学校の「設置基準」策定を

国に求める陳情について賛成する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第3号について、福祉教育常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第3号については不採択と決しました。

次に、陳情第7号について討論を許します。

20番、山本はるひ議員。

〔20番 山本はるひ議員登壇〕

20番（山本はるひ議員） それでは、陳情第7号 放射能対策に関する陳情書に対して、陳情内容3つの全てを採択すべきという立場から賛成の討論をいたします。

2011年3月11日に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故により、那須塩原市にも放射性物質が降り注ぎました。それは今も人々の心に深い傷を残しています。この陳情は、将来を担う未来ある子どもたちの健康への不安を感じている住民の方々から出されたものです。

放射性物質は、すぐに消えたりなくなったりすることはありません。また、検査を1回したから大丈夫、1回はかったから安全だという判断もできません。影響はすぐにはあらわれるものばかりではなく、今はわからないこと、今は判断できないことが多いと言われています。

放射線の体への影響は、被爆した量によって出てくる時期が異なり、出てくるのか出てこないのかということも実はわかっていません。50年後に

なって何らかの形であられることもあるとさえ言われています。

ですから、子どもたちの甲状腺エコー検査や食品測定は不可欠なことで、調べ続けること、はかり続けること、記録をすることが必要なことです。事故そのものが日本では初めて、経験したことがないことで、わからないことがたくさんあります。今もなお、ところどころ線量の高いところがある本市は、安心できる状態とは言えないでしょう。そのような中で、お子さんをお持ちのご家族の方たちが少しでも不安を取り除きたい、安心して子育てをしたいと臨むことは、当然のことだと思います。

この不安を少しでも取り除く努力をすることは、安心・安全なまちづくりを掲げている本市においては、行政の仕事の範囲です。

私たち議員は、住民の代表として今この議場にいます。この陳情内容が住民の福祉に資するものか否か判断するためにここにいます。それは、観光客をふやし、都会から定住する人をふやすことを進めている本市にあって、市内だけではなく、全国の皆さんに安心なまちを目指しているということをアピールするよい機会、そして子育てに不安はないと感じてもらい、そういうためにも、採択すべき陳情内容だと考えます。

甲状腺エコー検査と食品測定だけでは、根本的な安心につながりません。放射線量の高いところのさらなる除染は絶対に必要です。

以上のことから、私はこの陳情内容の一部ではなく、全ての内容に採択すべきことに賛成をいたします。

以上で討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第7号について、放射能対策検討特別委員

長報告は一部採択であります。

採決いたします。

陳情第7号について、委員長報告のとおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、陳情第7号については一部採択と決しました。

次に、陳情第8号について討論を許します。

2番、星宏子議員。

〔2番 星 宏子議員登壇〕

2番（星 宏子議員） 陳情第8号 放射能対策に関する陳情書の審議に関する陳情に賛成の立場で討論いたします。

福島第一原子力発電所事故以来、那須塩原市には、ホットスポットと呼ばれる空間放射線量が高い地域が数カ所できました。とりわけ関谷・下田野地域は線量が高くなり、いまだ福島県より高い場所があります。

ハロープラザは木を伐採し、アスファルト舗装を敷き直し、徹底した除染をした結果、 $1.21 \mu\text{Sv}$ から $0.09 \mu\text{Sv}$ と空間線量は激減しました。

一方、子どもたちが1日の中で最も多く時間を過ごす学校は、初めはグラウンド除染を実施、次に校舎回りと除染は進んでおりますが、いまだ $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上のところがあります。徹底して除染することにより、空間線量は確実に下がることがハロープラザで実証されているのですから、学校の除染も徹底的に実施すれば、下がることは確実です。

福島県内の全小中学校は、徹底した除染の結果、 $0.23 \mu\text{Sv}$ 以下になりました。一方、関谷小学校では、地上50cmで $0.5 \mu\text{Sv}$ といまだ高い箇所があることは危惧すべきことではないでしょうか。

同じく子どもが集まる公園や公民館、昼間共働

きの両親にかわって子どもを預かる祖父母の家など、0.23 μ Sv以下になるまでしっかりと除染すべきだと考えます。

また、健康面におきましても、甲状腺や体調に変化があらわれてくるのは、事故から7年過ぎてからと言われております。

宇都宮大学国際学部清水奈名子准教授が実施した2013年度震災後の栃木県北地域における乳幼児保護者アンケート集計結果報告で、外部被曝が子どもの健康に及ぼす影響について現在不安を感じていますかとの問いに、大いに不安である、やや不安であるを合わせて、83.6%の方が不安を感じていると結果が出ております。

市民団体が実施している甲状腺エコー検査に来る保護者は、福島原発事故後に降った雨とともに降下した放射性物質に当たってしまった。今後の子どもの健康に不安がある、また情報が出ていなかったのと大人の認識不足により、事故から規制が出るまでの間、外でいつもどおりに過ごしてしまった。部活などで泥水をかぶってしまった。大丈夫なのかといった事故当時の生活からの振り返りの不安を抱えております。

エコー検査を受けて、医師にその場でアドバイスや診断結果を聞くことができるのは納得できずし、継続的に検査を受けることにより、異常を早期発見し、今後の対応もすぐその場で医師と相談できます。

例えば、他県の医療機関で検査を受けた結果、その結果の用紙のみが郵送されてきても、その結果に対しての質問はすぐにはできません。やはり、医師とのフェース・ツー・フェースでのやりとりが不安を解消し、それが安心感につながります。

放射能という目には見えないものに対する不安、低線量であっても、健康被害に対する不安、これらは除染や甲状腺検査をすることで、安心感につ

ながります。これからの那須塩原市を担う大切な子どもたちの健康を守り、安全な環境をつくることが、私たち大人の果たす役割ではないでしょうか。

以上のことから、本陳情は全項目採択すべきものと考えます。

以上で討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第8号について、放射能対策検討特別委員長報告の一部採択であります。

採決いたします。

陳情第8号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、陳情第8号については一部採択と決しました。

次に、陳情第9号 放射能対策に関する陳情書を議題といたします。

本陳情については、既に議決された陳情第8号と同一趣旨、同一目的のものでありますので、一事不再議の原則により議決不要とすることができます。

お諮りいたします。

陳情第9号を議決不要とし、陳情第8号と同様一部採択とみなすことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号については一部採択とみなします。

次に、陳情第10号 放射能対策に関する陳情書を議題といたします。

本陳情については、さきの陳情第9号と同様、既に議決された陳情第8号と同一趣旨、同一目的

でありますので、一事不再議の原則により議決不要とすることができます。

お諮りいたします。

陳情第10号を議決不要とし、陳情第8号と同様、一部採択とみなすことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号については一部採択とみなします。

次に、陳情第11号については継続審査といたしましたので、報告いたします。

次に、陳情第12号について討論を許します。

5番、佐藤一則議員。

〔5番 佐藤一則議員登壇〕

5番（佐藤一則議員） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。

陳情第12号「安全保障関連法案」の審議に関する陳情について、反対の立場で討論をいたします。

今回の安保法案に対して、いろいろな意見があるのはとてもいいことだと思います。それは民主主義国家の正常で健全な姿で、幾つもの意見を議論して闘わせることで、より多くの国民が納得するシステムをつくっていくことは大変重要だと思います。雰囲気批判し続けたり、勉強もせずに文句を言ったり、汗もかかずに相手の主張を否定することなどは、やはり否定されるべきだと思います。

民主主義国家は、国民みんなが勉強し、政治に関心を持ち、努力して、非常に大変ですが、汗をかくことによって、みんなでいい国家をつくっていく国だと思います。ですから、日本では、意見を主張することは全く批判されることではありませんが、何も勉強していませんは批判されるべきことだと思います。

まず、憲法9条をいろいろ言う方がおられますが、日本国憲法を少しでも読んでいるのでしょうか。前文に目を通したことがあるのでしょうか。

日本国憲法には大前提、前文があり、その前提を守るために9条もあれば、100以上の条文があるわけです。

では、その前提について何が書いてあるのか。その一部分として、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」とあります。大変難解ですが、日本のことばかり考えないで、世界の一員として行動しましょうということだと思います。

日本は、世界の中の一員なのです。当たり前のことではないでしょうか。皆さんもご承知のとおり、国際連合にも参加しており、その一員としてルールに従って行動することです。

それでは、そのルール、つまり国連憲章にはどう書いてあるかです。その部分で重要なところは、7章の平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動のところですが、その第51条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない」という国連憲章51条であります。いわゆる自衛権にまつわる規定の

ところでは。

さすがに攻め込まれたら戦っていいですよということだと思います。当然のことではないでしょうか。そうでないと、国を守ることはできません。世界中このルールが現実ではないでしょうか。世界の国は、侵略戦争はだめだけれども、もし攻め込まれたら守るための戦争はしてもいいんですということしかないと思います。自国民を守るためには必要なんです。

守るための戦争は当然起こるわけですが、ここで皆さんがいろいろと議論している日本国憲法の9条には、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。同2項には、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とあります。

日本は、戦争に負けました。アメリカに占領統治されて、誓わされたわけです。1項ではもう二度と戦争しませんと言わされているわけです。それは構わないと思います。しかし、問題が次の2項で、2項は、戦う力は全て持ちませんと言わされているわけです。今回の安保法案は、違憲といろいろ言っておりますが、そもそも違憲がどのくらい言いたいということならば、昔から9条の2項は違憲です。これは国連憲章違反ですから。

当時の日本がGHQに全く逆らえなかったのは、砂川裁判でも知っていたのとおりです。裁判の判決まで、GHQの言いなりの時代なんです。そのGHQに、国連憲章で認められている権利すらも放棄しろと押しつけられたのが9条の2項です。それはさすがにおかしいのではないのでしょうか。ですから、自衛隊をつくったわけです。しかし、自衛隊はミサイルやイージス艦を所持しており、軍隊

ではないでしょうか。

憲法学者の7割が、そもそも自衛隊自体が違憲と言っております。日本国憲法に照らし合わせると、ミサイルを持っている自衛隊は違憲に違いありません。9条の2項自体が疑問だからです。なぜならば、戦う力は全て持ちませんとうたっているからです。今回の安保法案は違憲だから絶対反対、戦争反対はおかしいと思います。まずは、自衛隊から批判しなければならぬと思います。なぜならば、自衛隊のほうに歴史がありますから、まずはそちらから批判しなければならぬと思います。しかし、自衛隊をなくせとは言えないのではないのでしょうか。

東日本大震災等の災害時の活躍や他国籍の戦闘機へのスクランブル等、日本国にとって自衛隊は欠かすことができません。今回の安保法案は、自衛隊と同じ位置づけだと思っております。

よって、陳情第12号「安全保障関連法案」の審議に関する陳情については反対をいたします。議長（中村芳隆議員）次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員）11番、日本共産党の高久好一です。

陳情第12号に賛成する討論を行います。

この陳情は、那須塩原市において安全保障関連法案の慎重な審議を求める決議を行い、その意見書を内閣総理大臣及び衆参両議長宛てに提出するよう求めて集団的自衛権反対、栃木県北共同センターから提出された陳情です。同様の意見書が県内では下野市、栃木市から採択され、国会に提出されています。

残念ですが、国民多数の世論に背を向けて、9月19日未明、安保法、いわゆる戦争法を安倍自民公明政権が強行採決しました。国民の怒りと運動

は静まるどころか、強行されたばかりの戦争法廃止へと新たな段階に向かって動き出しました。

世論調査で六、七割に上る今国会での成立反対の国民の声も、圧倒的多数の憲法学者、最高裁判所や内閣法制局の元長官など、憲法違反との指摘も全て無視し、成立を強行した安倍政権の独裁政治は許すことができません。歴代政府の憲法解釈を180度覆し、戦争法に盛り込まれた集団的自衛権の行使は、存立危機事態と判断すれば、日本は直接武力攻撃を受けていないにもかかわらず、海外で武力を行使するというものです。

アメリカがベトナム戦争やイラク戦争のような無法な先制攻撃の戦争を仕掛けた際に、アメリカの言われるままに参戦し、自衛隊がアメリカと肩を並べて戦闘に乗り出す危険が生まれます。相手国が日本に矛先を向けてくることも避けられません。非戦闘地域での活動に限るという歯どめを外し、これまでの戦闘地域とされていた場所であっても、自衛隊が弾薬の補給や武器の輸送など、あらゆる後方支援という兵たんを行うことが可能になります。兵たんは武力行使と不可分であり、国際法上合法的な軍事目標です。

政府は、自衛隊が攻撃を受ければ武器を使用することを認めており、戦闘に発展することは必至です。自衛隊が国連が統括しない多国籍部隊に参加し、戦乱が続く地域で治安維持や駆けつけ警護の任務について、武器の使用もできるようになります。

安倍政権は、国会審議で戦争法が絶対に必要な根拠として挙げてきたホルムズ海峡の機雷除去や邦人の輸送中の米艦船の防護という例が非現実的な想定であるとみずから認めざるを得なくなり、立法の事実を示せなくなりました。戦争法の狙いが、世界のどこであれ、アメリカとともに戦争に乗り出すことにあるのは、いよいよ明らかです。

経団連は9月15日、今国会最大の争点となっていた戦争法案の強行成立を見込み、軍事産業の育成強化を求めた提言を発表しました。提言は、国会で審議中である安全保障関連法案が成立すれば、自衛隊の国際的な役割の拡大が見込まれると強調しています。戦争法案の採択をめぐる大詰めを迎えた中で、安倍政権の強硬姿勢を後ろ押ししていました。安倍政権が進める武器輸出について、国家戦略として推進することを提言していました。

陳情書にもあるように、自衛隊は創設以来、一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出していません。戦後日本の平和の歩みを断ち切ってはなりません。日本国中に大きく広まった国民的共同をさらに発展させるときです。

安全保障法制は、11本もの法案を1つに束ねた法案であり、1本分の審議時間しか審議しておらず、安倍首相も国民の理解が不十分であることを認めています。

与党の多数議席は、今の民意を反映していない虚構の多数です。昨年12月の総選挙で全有権者に占める自民党の得票は、小選挙区で24.4%、比例で17%にすぎず、ひとえに小選挙区という選挙制度によるものです。与党は全有権者の2割程度しか支持されていないにもかかわらず、国民多数の意思を踏みにじり、採決を強行した違憲立法であり、立憲主義、平和主義、民主主義の立場から許されません。

法案成立後も、国会前と全国各地で成立に抗議し、法案の撤回を求めるデモパレード、集会が繰り広げられています。岩手県議会が廃止、島根県大田市議会が撤回を求めて意見書を既に提出しました。国民的共同で戦争法を一刻も早く廃止に追い込み、その大もとにある昨年7月の閣議決定を撤回させていきましょう。それを実現する新しい政府をつくるために力を合わせるよう訴えて、陳

情第12号を採択するよう求める討論を終わります。
議長（中村芳隆議員） 次に、2番、星宏子議員。

〔2番 星 宏子議員登壇〕

2番（星 宏子議員） 公明クラブ、2番、星宏子です。

陳情第12号 「安全保障関連法案」の審議に関する陳情に反対の立場で討論をいたします。

今、なぜ平和安全法制の整備が必要なのでしょう。国際環境は急激に変化をしています。また、日本を取り巻く安全保障環境も同様に大きく変化し、厳しさを増していることは、誰も否定できない事実です。特に、北朝鮮の弾道ミサイル関連は、飛躍的な進歩を遂げ、核実験も3回実施しています。弾道ミサイルを数百発保有し、日本全域が射程となっており、わずか10分で到達してしまいます。また、中国の軍備増強は著しいものがあり、尖閣諸島への関与や南シナ海の南沙諸島では人工島を造成し、滑走路建設など軍事拠点化を進めていることなど、海洋進出も脅威を感じざるを得ません。また、イスラム国のような非国家主体に対して各国がどう力を合わせるかも重要なテーマとなっています。今や日本一国で守れる平和はあり得ません。

このたびの平和安全法制への整備は、切れ目のない防衛体制を構築することで、日米同盟の抑止力を高め、紛争を未然に防止することができます。また、繁栄と安全には、国際社会の平和と安全のために貢献することも必要です。

平和安全法制は憲法違反だとの声がありますが、この法制は、憲法9条が認める自国防衛のための武力行使であり、他国防衛のための集団的自衛権の行使は禁じております。この政府解釈の論理の根幹は、今回の平和安全法制でも一切変更されておりません。

昨年の閣議決定では、専ら他国防衛にならない

ための明確な歯どめとしての自衛の措置の新3要件が盛り込まれました。

第3要件の第1要件は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。第2要件は、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき。第3要件は、必要最小限度の実力を行使の3要件です。

また、自衛隊を海外に派遣する場合の3原則も設けられております。国際社会の平和と安全のために活動する外国軍隊への協力支援活動を行う国際平和支援活動法では、1点目として、国際法上の正当性が必要であり、国連決議がある活動に限定されます。2点目は、例外なく、国会の事前承認が必要となります。3点目は、自衛隊の安全の確保が重要であり、戦闘行為が行われていない場所を区域指定することなどとなっています。

このことは、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態に際し、米軍などへの輸送や給油を行う重要影響事態法でも同じです。自衛隊が武力行使を許されるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が国民に及びことが明らかな場合に限られております。解釈改憲といった批判は的外れです。

平和安全法制を野党は戦争法案と決めつけるような発言が繰り返されてきました。また、徴兵制度が導入されるなどとの発言もありました。これらの発言は、真面目な安全保障論議から逃げる批判のための批判にすぎません。国際紛争を武力で解決しようとするのが戦争であり、それは、不戦条約や国連憲章で禁止をされております。憲法9条でも明記されています。

真面目な安全保障論議から逃げる姿勢があらわになったのは、9月14日の参議院平和安全法制特別委員会での一幕です。自民党議員の質問で、民主党の岡田克也代表の以前に読売新聞に掲載された発言が紹介されました。日本を防衛するために活動している米軍が攻撃された場合、日本に対しての行為とみなし、日本が反撃をする余地を残すのは十分合理性がある。今の憲法は全ての集団的自衛権の行使を認めていないとは言い切っておらず、集団的自衛権の中身を具体的に考えることで、十分整合性を持って説明できるとの発言と、同じく野田佳彦元首相の著書「民主の敵」から集団的自衛権容認のところを抜き出してパネルで紹介すると、民主党委員からはなぜか反発して、議場はやじに包まれ、審議が一時中断しました。

また、憲法学者は、違憲との見解を示しています。しかし、憲法学者の7割の方々は、自衛隊の存在そのものが憲法違反だと言ってきた人たちです。同様に、共産党、社民党も自衛隊の存在を違憲としてきました。自衛隊の存在を大前提とする平和安全法制に初めから賛同するわけがないのです。

それでは、国民の多くも自衛隊の存在を認めていないのでしょうか。自衛隊の活動には、災害時の救援活動があります。3.11東日本大震災のときの自衛隊の救援活動は、被災された方々、そして国民に勇気と力を与えてくれました。今月の9日から11日の関東東北豪雨の際も、被災者の救援に大きな役割を果たしました。

また、国連平和維持活動PKO法の制定により、1992年のカンボジアのPKO活動に初めて参加してから、これまでに海外に派遣された自衛隊員は、延べ5万4,000人を超えています。現在も南スーダンのPKO活動とソマリア沖のアデン湾の海賊対処活動が行われており、南スーダン政府を初め、

各国から高い評価を得ています。国民の多くが自衛隊はなくてはならない存在であると認めていると私は確信しています。

戦後70年間、日本は平和憲法のもとで専守防衛に徹し、他国に脅威を与える軍事大国とならず、非核三原則を守るとの安全保障政策の基本方針を堅持してきました。

改めて申しますが、このたびの平和安全法制の整備の目的は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、日米防衛協力体制の実効性をより向上させ、すき間のない防衛体制を構築することで抑止力を高め、紛争を未然に防ぐための法制です。抑止力を私たちの生活の中で例えば、近所の方々と連携して防犯パトロール等を行うことで、地域の不審者を寄せつけないようにすることと同じです。

さらに日本の繁栄と安全には、国際社会の平和と安全が不可欠であり、何よりも外交により平和的解決を再優先していくことが大切であることは言うまでもありません。

国会における平和安全法制質疑の時間は、衆議院では歴代6位の116時間を超え、参議院でも100時間を超える審議が行われました。これは、安全法制関連の法律としては、これまでの最長の審議時間を費やされたこととなります。

また、野党からの修正案や対案が出され協議が行われ、その結果国会の関与を強めるについて、次世代の党、日本を元気にする会、新党改革、野党3党の合意もなされました。これには維新の党との協議の成果も取り入れられました。これらのことから、機が熟した形で採決に至ったわけです。

新聞報道によれば、既に44カ国がこのたびの平和安全法制の支持を表明し、積極的平和主義を掲げる日本国の国際貢献の取り組みを評価していると報道しています。平和安全法制は、国民の命を

守り、国際社会の平和と安全に貢献することを本旨としています。

以上のことから、本陳情に賛同はできません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

〔1番 藤村由美子議員登壇〕

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。

陳情第12号に賛成の立場で討論いたします。

先日、三島小学校の授業を参観しました。ホームルームで6年生の子どもたちが秋のスポーツ大会の開催方法について、議長を中心として非常に民主的な方法でしっかりと話し合いを行っていました。審判役に当たった人はゲームに参加できるのか、それともできないのか、意見が大きく2つに分かれたところで時間切れとなり、結論が出なかったことについては、次の話し合いに持ち越しとなりました。この子どもたちに、十分話し合っていないでも話し合いを打ち切って、その場で多数決で決めてよいのだと私たち大人は教えなければならぬのでしょうか。

民主主義とは何なのか。今回たくさんの若い方たちが疑問に思ったのと同じように、私も深く考えさせられました。どれだけの国民が自分のこととして、この問題について考える時間を与えられたでしょうか。十分考えた上で、自分たちが選んだ代表者にこの意思決定を託すという手順を踏めたのでしょうか。

とにかく経済の立て直しを再優先してほしい、ほかに選択肢がないという切羽詰まった状態で国民の支持を得た現政権が、この問題について国民の信を真正面から問うことなく、閣議決定で憲法の解釈を変え、安全保障法制の成立を数の論理で押し切ったことは、非常に残念でなりません。

多数派に全てが白紙委任されているというわけ

ではないのです。ほかの意見にも十分耳を傾けるべきです。たくさんの違う意見の人たちが集まって、しっかり国会という場で話し合いをして、一番よい方法を決めてもらいたい、そういう思いで全ての議員は国民から選ばれているのだと私は思います。議論が深められなければ、選挙も議会も単なる多数決の連続でしかありません。

衆参合わせて200時間程度の審議では、戦後70年をかけて積み上げてきた不戦の歴史を揺るがす重要な問題について十分審議されたとは言えないのではないのでしょうか。集団的自衛権の行使は違憲であると多数の憲法学者から指摘されているにもかかわらず、安全保障関連法案の成立を急ぐ理由がどこにあったのか、現在も理解できていない国民は少なくありません。

現憲法下で制約のある中で、自衛隊の方々はこれまでご苦労されてこられたのでしょ。私たち国民は、今置かれている国際的な立場を深く理解し、国や家族を守ることがどういうことなのか、できるだけ具体的に考えなくてはならないのだと私も思います。だからこそ、丁寧な説明と慎重な審議とそのための十分な時間が必要なのです。

我が国は戦後70年、現憲法のもとで平和を守りながら、国際的にも最大限の努力をしてきました。それでは許されない事情は何なのか。なぜこれではだめなのか。ほかに選択肢はないのか。憲法の解釈を変えてでも今やらなくてはならないことが一体何なのか。国民が納得できるような説明がなされたのでしょうか。なぜ、憲法改正論を全国津々浦々で深めることなく、法案の成立が優先して急がれたのでしょうか。

子どもたちが、若者たちが命をかけて守り抜かなくてはならないものは何なのか。存立危機事態というのはどういう状態なのか。我が国に戦火が

及ぶ蓋然性は、攻撃国の様態、規模、意思等について総合的に判断する、個別具体的に判断する、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所、緊急の必要がある場合は事後承認などの説明では、肝心なところが余りにも漠然としていて、私たちは子どもたちにどう説明していいのかわかりません。

起こるかもしれないと予想される究極的に複雑な可能性と、それに備えることで、新たに私たちにどのような危険が起こり得るのか、その両方が明確にわかりやすく示された上で審議が進められたのでなければ、私たちは未来ある子どもたちにとっても託せません。

安全保障関連法案は、去る平成27年9月19日未明、参議院で可決成立しましたが、安全保障関連法案の慎重審議を求めるといふこの陳情の趣旨はもっともであり、私は採択すべきと考えます。

今後も継続して慎重審議を行い、安全保障法制を国民が納得できるものにしてほしいと心から願い、私の賛成討論を終わりにします。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第12号について、総務企画常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第12号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第12号については不採択と決しました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号～議案第72号の
予算常任委員長報告、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第64号から議案第72号までの9件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、松田寛人議員。

〔予算常任委員長 松田寛人議員登壇〕

予算常任委員長（松田寛人議員） これより予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第64号から議案第72号までの平成27年度補正予算案件9件です。

これらの付託案件を審査するため、9月25日金曜日、午前10時から本庁303会議室において、委員25名の出席により、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長からの各分科会における審査結果の報告を行い、その後議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、討論では、

委員から、マイナンバー制度に係る費用が計上されているが、国民の支持や理解が広がらない欠陥のある制度の実施を急ぐ必要は全くなく、延長しても市民には何の不利益もない。マイナンバー実施中止の決断こそ必要であるとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号から議案第71号までの特別会計に係る補正予算案件7件につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 予算常任委員長長の報告が終わりました。

予算常任委員長長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第64号について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に反対する討論です。

補正予算は、26年度繰越金の整理を行い、新庁舎整備基金の積み立て、生活道路舗装修繕に係る追加等、喫緊の政策課題に対応するため、必要な経費について予算措置を行い、さらに1件の債務負担行為を設定するとしています。

その結果、予算は16億6,995万6,000円の追加補正を行い、予算総額を469億6,233万7,000円とするものです。

反対する第1の理由は、市は2款総務費に新庁舎整備基金として9億円を計上しました。新庁舎建設費として積み立ててきた基金8億円に、2年足らずの間に18億円を急激に積み増しし、合わせて26億円とするものです。新庁舎建設には反対の議員は私だけですが、なぜ今建設を急ぐ必要があるのか理由が見つかりません。

反対する理由は、市が大きな予算を費やす事業に本格的な市民アンケートの実施をしないまま進めているからです。市の将来にかかわる大きな事業に、市民の参画と市民が納める大きな税金の使い方に直接かかわる大切な機会を狭めた手法をとり続けています。市の掲げる市民との協働はどこにありますか。市民との協働を保障するため、市民アンケートの実施と建設の延期を重ねて求めます。

東京の小金井市や栃木県でも鹿沼市は、建設費が高騰しており、建築面積を削る必要がある、それでも無理な場合は建設を延期するとして、延期を決断しました。2020年の東京オリンピックと震災復興、他市町の新庁舎建設が重なるため、建設費が高騰して、合併特例債を活用するメリットがなくなるという判断があります。このままでも新庁舎建設については、反対する以外にありません。

反対する理由の第2は、2款総務費の住民基本

台帳費にマイナンバー制度の個人番号カード等に819万6,000円の計上があります。個人番号カードは、今までも指摘してきましたが、大切な国民の個人情報を集積、一括管理する未確立のシステムで、国の徴税の強化や医療費の抑制が目的で、国民が望んだものではありません。日米の保険、証券、銀行、不動産などの企業から、民間活用の求めに応じたものです。

情報は、集積するほど狙われやすく、リスクは拡大します。情報漏えいや成り済ましなど、根本的な防止対策はないことが指摘されているさなかに、日本年金機構から125万件もの情報漏えい事件が起きました。国民や事業所負担が多く、番号制度の理解は進んでいません。

安倍政権は、カードの利用範囲をさらに広げ、医療情報や預金情報まで連結、拡大する法案を強行可決しました。漏えい事件を受けて、連結は延期せざるを得なくなりましたが、根本的な対策は解消されないままです。

市の対策は、情報機器と基幹システムの管理を分離、徹底し、担当者を限定する窓口対応を強化するというものです。国民の支持や理解が広がらない欠陥のある制度の実施を急ぐ必要は全くなく、延期しても市民には何の不利益もありません。マイナンバーは実施中止の決断をすることこそ必要です。

反対する第3の理由には、3款民生費に介護対策事業があります。ことしは介護保険料の値上げが4月にあり、施設入所者を要介護3以上と制限し、さらに8月からは年金受給額や預金額によって、利用料の負担増が行われました。

入所待機者の問題では、昨年の入所待機者が243人と増加し、9月補正予算で10床のベッドを増床しましたが、27年9月補正でベッドをふやす計上はありませんでした。市の介護施設入所待機

者は、27年4月1日現在で272人となり、昨年より29人、11.93%ふえています。市の入所待機者は、対策が追いつかず、保険料は年金天引きで払っているのに施設が足らずに使えない。介護保険発足当初から言われてきた保険あって介護なしの状態が深刻化しています。

市長は25年に徐々に解消するものと思われると答えられ、ことしは第6期計画で対応すると答弁されたものの、利用できないまま亡くなる方もふえて、事態は深刻さを増しています。早急な入所待機者解消対策を強く求めるものです。

反対する理由の第4に、定住促進関連の予算170万1,000円があります。国は少子高齢化対策を続けてきましたが、効果は低いものでした。今度は定住促進と名を変え、わずかな予算措置で人口減少対策と同時に、さらなる広域化、合併による地方切り捨てのコンパクトシティーや道州制を進めようとしています。緩やかな合併に頼らない広域化は否定しませんが、住民自治を否定する道州制には反対します。

県内の市や町の調査で、8割が人口減少対策は市や町だけの政策では限界があると答えており、大半の市や町が既に定住促進や子育て支援などの対策を行っているものの、国全体で取り組みを強める必要性が改めて浮き彫りになっています。本市の事業は精査を行い、新幹線通勤者への補助など、市民の利用が望めない事業に対しては、早急に撤退するよう求めるものです。

市の財政運営には、市民サービスを低下させず、予算の効果的な執行を行い、市税等自主財源を確保するため、市の基幹産業と位置づける米、畜産対策の国への要望を行うなど、多様な市民ニーズに応える那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)について反対する討論を終わ

ります。

議長（中村芳隆議員） 次に、3番、相馬剛議員。

〔3番 相馬 剛議員登壇〕

3番（相馬 剛議員） 議席番号3番、相馬剛です。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に賛成する討論を行います。

今回の補正額は16億6,995万6,000円で、その主なものは、まず1点目、平成26年度決算に伴う繰越金の整理を行うもの、2点目が国・県支出金の交付及び制度改正に伴う予算の整理を行うもの、3点目が喫緊の政策課題に対応するための経費の追加です。

まず、1点目の平成26年決算に伴う繰越金の整理では、歳入で繰越金や特別会計からの繰入金を増額する一方、当初予算で計上した財政調整基金及び公共施設等有効活用基金の減額を行うものです。

2点目の国・県支出金の交付決定及び制度改正に伴う予算の整理を行うものでは、歳入で子ども・子育て新制度に伴う予算の整理を、子ども・子育て新制度に伴う国庫支出金と県支出金の歳入組み替えなどを行うもの、また歳出では、2款総務費でマイナンバー制度に伴うシステム改修業務、3款民生費で新たに小規模福祉施設へのスプリンクラー設備整備補助金、6款農林水産業費では、共同利用機械購入、農業施設整備費補助金の増額などです。

3点目の喫緊の政策課題に対応するための経費を追加するものとしては、歳出で2款総務費、新庁舎整備基金に9億円の積み立てを行うほか、那須地域定住自立圏事業でオープンデータ推進支援経費や広域公共交通実態調査経費などの増額で、4,936万7,000円。また3款民生費で（仮称）塩原認定こども園整備事業費補助金、放課後児童クラ

ブの運営委託補助金や整備事業費の増額で、1億3,957万5,000円。8款土木費では、生活道路の舗装修繕費の増額、鳥野目浄水場緊急遮断弁の移設工事負担金の増額、市道新南下中野線のルート検討のための地形図作成委託費や道路改良工事の追加など1億3,890万9,000円。10款教育費では、給付型奨学金制度に係る経費100万円など960万7,000円をそれぞれ計上しているものです。

これにより、補正後の予算総額は469億6,233万7,000円となり、いずれも平成26年度決算に伴うもの、国の新制度に伴う予算措置としては必要なものであり、さらに喫緊の政策課題として必要なものであることから、議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に賛成する討論といたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第64号について、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第64号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第64号については原案のとおり可決されました。

議案第65号から議案第72号までの8件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

ただいまの8件について、予算常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第65号から議案第72号までの8件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第72号までの8件については、原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第9号の決算
審査特別委員長報告、質疑、討
論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第3、認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成26年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの9件を議題といたします。

ただいま申し上げました認定案件9件については、決算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

決算審査特別委員長、12番、鈴木紀議員。

〔決算審査特別委員長 鈴木 紀議員登壇〕

決算審査特別委員長（鈴木 紀議員） これより決算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成27年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの平成26年度決算認定案件9件です。

これらの付託案件を審査するため、9月25日金曜日、午前10時50分から本庁303会議室において、委員24名の出席により、決算審査特別委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、3人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定については、1名の反対討論がありました。起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、1名の反対討論がありました。起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号から認定第8号までの特別会計に係る決算認定案件4件につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号 平成26年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、委員からの質疑及び討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

市は、平成26年度の当初予算を少子高齢人口減少化社会を見据えた定住促進型予算と位置づけ、キーワードを「人々から選ばれるまち」を掲げて施策を執行しました。その決算額は、歳入526億1,924万6,177円、歳出498億9,451万3,022円で、歳入歳出差し引き額は27億2,473万3,155円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源の2億4,361万4,800円を差し引いた実質収支額は、24億8,111万8,355円の黒字決算となっています。特別会計と合わせると、市全体では38億2,815万8,509円の黒字決算としました。

監査委員の意見では、一般会計、特別会計に係る収入未済額及び不納欠損額では、収入未済額は36億8,755万円で、前年度に比較すると6.2%減らしているが、生活保護費返還金の収入未済額を前年度比561万円、8.8%ふやしているとして、年々収入未済額が累積する憂慮すべき状況となっていることから、これまで以上の収納対策の強化と、きめ細やかな対応を求めています。

自治体の財政力を示す財政力指数は、3年間平均で0.820と、前年度より0.013ポイント上昇しています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.8%と、前年度から2.9ポイント上昇して、財政構造

の弾力性が硬直化したことを指摘しています。市民サービスを低下させない中での財政改善を求めます。

26年度決算に反対する理由の第1は、新庁舎建設基金があります。新庁舎建設基金は、26年9月補正、27年3月補正など、合わせて9億円を積み増しし、基金を1年間で2倍以上の17億円としました。市民が求める新庁舎が必要かどうかの最も基本的なアンケートは実施しないまま、新庁舎に何が必要かの極めて少人数に限定したアンケートしか行っておらず、市民が市の政治に参画し、市民が納める大きな税金の使い方に直接かかわる大切な機会を狭めた手法をとり続けているとしか言いようがありません。市の掲げる市民との協働は、どこへ行ったのでしょうか。住民こそ主人公の市の政治を求めます。

国の子ども・子育て新支援制度の導入にあわせ入所待機者解消に向けて、子ども未来基金7億円が積み立てられました。新制度には、多くの保育関係者や保護者が保育の質の低下を危惧しています。

反対する理由の第2は、保育園臨時職員費3億9,973万5,566円があります。市の保育士の317人が臨時職員であり、正規の職員は3割を切っており、保育士の資格のない人もいます。研修を行って保育の質を確保しているとしていますが、正職員が3割以下という保育状況は、放置できません。資格があり、繰り返し任用している人は正職員に採用し、希望者には正職員の研修にも参加できるようにし、保育の質の向上をさせるべきです。

反対する第3の理由は、介護基盤整備事業の7,080万円があります。3,000万円ふえています。6,000万円は25年度の繰越分です。介護施設の入所待機者について、市長は、徐々に解消するものと考えていると答弁しましたが、25年度末には

226人から243人にふえました。9月補正で10床分をふやしたものの、その後も入所待機者がふえ続け、26年度末には272人となっています。介護が必要な人が受けられないまま亡くなる方もあり、保険あつての介護なしの深刻な状況の早期解消を求めます。

市民の命と健康を守るセーフティーネットとしての国民健康保険は、一般会計からの繰り入れの減額ではなく増額し、那須塩原の裁量で特別な事情の範囲を広げ、県内の市や町で5番目に多い資格証の発行は早急に取りやめ、加入者全ての世帯に国保証が届くようにするべきです。

税収を高めるため、新しい滞納者をつくらぬという収税対策は、土日の納税相談のように差し押さえによる制裁を減らし、市民に丁寧な説明を行う納税対策を求めるものです。

県内で一番高いごみの袋は、国がごみの減った理由を分別が行われ、資源化が進んだことによると評価を変えた現在、高いままにしておく理由は全くなくなっています。早急に半額に引き下げ、市民に還元すべきです。

市長が後退することはないと答弁した産廃問題とTPPでは、明確に反対を表明したとするものの、国の専権事項であり、みずから何をするというものではないと答弁したままの状態です。

市が基幹産業と位置づける農業も地場産業も、医療や保険などに大きな影響を及ぼすTPPに反対する意見書も市議会は提出しており、積極的な対応を求めるものです。

これからの市の財政運営は、市民サービスを低下させず、予算の効果的な執行により、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズに応える那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論を

終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、4番、齊藤誠之議員。

〔4番 齊藤誠之議員登壇〕

4番（齊藤誠之議員） それでは、議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之です。

私のほうからは、認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論させていただきます。

平成26年度決算状況は、歳入で市単独で行った放射能対策事業の費用負担に対して、特別交付税が交付されたことにより、地方交付税が前年度と比べて20億円近い大幅増となったことや、国の経済対策として交付された地域の元気臨時交付金にかかわる基金繰入金が増などにより、歳入総額は526億1,924万6,177円と、前年度と比べて24億3,504万3,395円の増額となりました。

歳出では、本市ブランドイメージ向上などの定住促進対策、認可保育園建設事業などの子育て支援対策、小学校耐震改修事業、ALTの全小中学校配置、首都圏向け観光プロモーション事業、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業による中心市街地での戦略的な事業実施など、人々から選ばれるまちづくりの実現に向けた施策が積極的に展開されており、住宅除染等の放射能対策事業も、引き続き重点的に実施されたほか、新たに7億円の子ども未来基金の設置や新庁舎整備基金、財政調整基金への積み立てなど、将来への備えが行われ、歳出総額は498億9,451万3,022円と、前年度と比べて24億6,045万4,621円の増額となりました。

これらにより、歳入歳出差し引き額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、24億8,111万8,355円の黒字となっております。

基金への多額の積み立てと24億円を超える黒字決算という結果は、阿久津市長が進めてきた分

度・推譲の考えによる財政運営が行われ、実を結んできたと理解できるものであります。

次に、市の財政指標上では、将来負担比率などの財政健全化指標やその他の指標から総合的に判断すると、財政は健全な状態ではありますが、財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率に関しては、前年度から2.9ポイント増の95.8%となり、財政構造の弾力化はさらに硬直しています。

理由の一つでもある増大する扶助費一つを取り上げてみても、今後の那須塩原市の財政を維持していくために、公平な負担、世代間の分かち合いについての議論もさらに重要になってくると思われるます。

また、今後、公共施設の老朽化による建てかえといった莫大な財政投資も予想されます。加えて、市制10周年を迎えた本市は、今後、監査委員の審査意見書で示された提言への取り組みが必要であるとともに、より一層の緊張感を持った財政運営を行いながら、将来に向けた準備をさらに推し進めなければなりません。

子育て世代の私といたしましては、今後少なくなるであろう納税者数で社会を維持せねばならない子どもたちの世代に負担を強いたとしても、実になる投資、あるいは必要最小限の投資で負担を残さない持続可能な行政運営に引き続き期待いたすところでございます。

以上のことから、健全財政を堅持しつつ、人々から選ばれるまちづくりの実現に向けた積極的な事業展開と、基金積み立てによる将来への備えをしてきた平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算について賛成とするものであります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第1号について、決算審査特別委員長の報告は原案認定であります。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、認定第1号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

11番 高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

26年度の予算は、国民皆保険制度を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものであり、24年度、25年度の医療給付状況などを分析し、計上したものとしていました。決算は26年度被保険者数を前年度に比べ2.4%減の3万5,996人とし、歳入決算額を143億6,054万4,745円、歳出決算額は132億9,264万3,896円とし、繰越財源はなく、実質収支額10億6,790万849円の黒字決算としました。

市町村の国保財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、歴代政権が国庫負担の50%を半分以下の24%に引き下げたことにあります。そして、栃木県の自治体の国保収納率が東京に次ぎ悪いのは、栃木県内の保険料は高く、他の県に比べて県民1人当たりへの県の補助が少なかったからです。

市は合併時に保険料を高く設定したため、払い切れない市民が続出し、県内で収納率最下位が数年続き、国の財政調整交付金削減の制裁が重く市

民と職員を苦しめてきました。

その一方で、余剰金が基金として積み上げられてきました。市の豊かな財政基金を計画的に活用して、保険料の引き下げを提案してきたのは、日本共産党以外にはなく、お手本にしたのは新座市や旭川市の国保財政でした。県内自治体では、初めて国民健康保険の引き下げが行われ、2度とも本格的な引き下げが行われました。その成果が収納率の向上に結びつき、市の財政改善を励ましています。

反対する理由の第1は、那須塩原市の国保財政基金は、2億5,579万8,000円が取り崩されたものの19億2,969万4,190円あり、本市全基金合計額の166億8,958万3,055円の11.56%を占めています。

1人当たり県内自治体平均の24年度は4.09倍、25年度は3.43倍ありました。国保会計の29年度県単位統合が浮上する中、国は統合後の基金の取り扱いが不透明であり、市民から預かった大切な財産は速やかに市民に還元するべきとして、さらなる保険料の引き下げと予防健診の推進を講じるよう、市に提案してきました。私たちは、介護保険や後期高齢者医療のように、徴税効果と利用抑制を目的に住民の声を届きにくくし、市や町の努力を狭めるやり方には反対します。

合併から数年間は、県内最低を続けた那須塩原市の収納率は、地道で総合的な収納対策と保険料の引き下げが改善につながっており、26年度は89.82%と前年度より0.01%向上させています。さらなる収納対策を求めます。

市民1人当たりの医療費は27万2,972円と、前年度より8,722円ふえたものの、県内では4番目に低い額であり、県平均より2万823円安く維持されており、市民の健康への努力と成果は大いに評価できるものです。

反対する第2の理由は、5年連続資格証の発行

はワースト1の栃木県、その中で市民と市の努力が行われ、国保財政改善が見られるにもかかわらず、他市町に比較すると、資格証の発行率は5位、短期証の発行率は2位と、依然として高い率で発行させている状況があり、市民に冷たい対応は反対する以外にありません。

国や県の求める滞納者への保険証の取り上げはやめて、制裁による徴税対策ではなく、26年度も3回実施され、収納額は減ったものの506件の参加があった土日の納税相談のような、市民の納税意欲を促進する対策を強く求めます。

市の国保財政改善の道は定着しつつあるものの、さらなる努力が求められています。国には国庫負担の増額を求め、市民が払いやすい保険料の引き下げと収納率を引き上げるための制裁ではなく、きめ細やかな相談体制を強め、市民の命と健康を守るという市本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

〔1番 藤村由美子議員登壇〕

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。

認定第2号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

平成26年度の国保歳入総額143億6,054万4,745円に対し、歳出総額は132億9,264万3,896円であり、歳入歳出差し引き額は10億6,790万849円でした。

平成25年度に保険税率を改定して引き下げた影響により、保険税収入は昨年度比で約1億9,800万円の減収でした。一方、保険給付費については、

昨年度に比べて約2億1,100万円アップしており、収支を圧迫しました。それに対して、前期高齢者交付金の約2億1,000万増と繰越金1億8,000万増、そして基金からの繰り入れを大幅に2億5,500万円増加して、すなわち取り崩して対応しました。

昨今、治療費の高い高度医療がふえていることと、病気等で働けなくなり、社会保険から国保へと移管してくる被保険者が増加傾向にあることから、今後も医療費の伸びが見込まれています。平成26年度と同様に、基金の取り崩しが数年間続けば、近い将来、保険税を再び値上げしなくてはならなくなることも想定されます。それを避けるためにも、基金の残高については、しっかり動向を見きわめる必要があると考えます。

国保税の不納欠損については、平成25年度に比較して約8,400万円減額となっており、収納率も平成25年度の67.09%から68.68%へと改善しました。ことし1月に那須塩原市債権管理マニュアルが策定されたことから、今後も継続して対策が強化されることと思います。

以上の理由から、平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成いたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第2号について、決算審査特別委員長の報告は原案認定であります。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、認定第2号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成26年度那須塩原市後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成26年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの7件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

認定第3号から認定第9号までの7件について、決算審査特別委員長の報告はいずれも原案認定であります。

採決いたします。

認定第3号から認定第9号までの7件については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員に確認いたします。異議ある認定の番号をお示ください。

11番（高久好一議員） 認定第3号、4号です。議長（中村芳隆議員） それでは、認定第3号、認定第4号の2件については、それぞれ個別に採決いたします。

まず、認定第3号から採決いたします。

認定第3号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号について採決いたします。

認定第4号については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

それでは、次に、認定第5号から認定第9号の5件について採決いたします。

認定第5号から認定第9号の5件については、決算審査特別委員長報告のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第27号の上程、説明

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第4、報告第27号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 報告第27号につきまして、ご報告申し上げます。

報告第27号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

議案書は2ページから3ページ、議案資料はございません。

本件は、平成27年8月10日、那須塩原市東三島

6丁目地内において発生した事故に関し、市側車両の損傷について和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が市道石林東赤田線の赤信号で停車していたところ、相手側車両が後方から追突し、市側車両を損傷させたものであります。

両者協議の結果、相手側100%の過失割合で示談が成立し、相手方が市側車両の損害額35万7,145円を修理先に支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 報告、説明が終わりました。

議案第86号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第5、議案第86号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 議案第86号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料が1から3ページであります。

今回の補正予算は、台風11号により被害を受けた農業用施設の災害復旧にかかわる経費のほか、指定寄附に伴う図書等の購入経費について必要な予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では議案資料3ページ、17

款寄附金で、図書館の図書等購入のための寄附の申し出があったことから、教育費寄附金100万円を追加するものであります。

歳出では、同ページ10款教育費において、図書等の購入経費として寄附金と同額の100万円を追加し、同ページ11款災害復旧費において農業施設の復旧工事に対する補助金として136万円を追加するとともに、歳入との差額136万円について、同ページ14款予備費を減額して調整するものであります。これにより、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、一般会計歳入歳出予算総額を469億6,333万7,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第86号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第10号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第6、発議第10号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、20番、山本はるひ議員。

〔議会運営委員長 山本はるひ議員登壇〕

議会運営委員長（山本はるひ議員） それでは、那須塩原市議会会議規則の一部改正について説明を申し上げます。

全国市議会議長会では、ことし5月に国からの要請を受けて、標準市議会会議規則の一部を改正いたしました。

内容は、政治分野での女性参加の拡大を図る観点から、女性議員が出産を理由に議会を休むことができる規定を設けたものです。

本市議会としても、全国市議会議長会の改正の趣旨に鑑み、那須塩原市議会会議規則の一部を同様に改正しようとするものであります。

具体的には、本市議会会議規則の第2条及び第91条に、出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ欠席届を提出することにより、本会議及び委員会を欠席できる規定を追加いたします。

詳細につきましては、資料の新旧対照表をらんください。

この件につきましては、8月20日の議員全員協議会でご説明をしたところですが、先例事例集24の規定により発議するものです。

ご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

発議第10号については、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第11号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第7、発議第
11号 議員の派遣についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

議会事務局長（阿久津 誠） 発議第11号 議員
の派遣についてご説明申し上げます。

今回の発議は、11月18日から20日までの3日間、
議会報告会を開催するための議員派遣について、
議会会議規則第167条の規定により議決を求める
ものであります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

発議第11号においては、原案のとおり決するこ
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

選挙第9号

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第8、選挙第
9号を議題といたします。

この選挙は、那須地区消防組合が10月1日に設
立されることに伴い、当該組合規約及び議会先例
による選出基準に基づいて那須地区消防組合の議
会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙第9号については、地方自治法第118条第
2項の規定により指名推選といたしたいと思いま
すが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

指名の内容については、事務局長から朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（阿久津 誠） それでは、朗読いたします。

選挙第9号 那須地区消防組合議会議員は、10番、松田寛人議員、12番、鈴木紀議員、26番、中村芳隆議員。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） ただいまの事務局長の朗読のとおり指名いたしました議員を、那須地区消防組合議会議員選挙の当選人として決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙第9号は、ただいまの指名のとおり当選人と決定いたしましたので、告知いたします。

議員の海外派遣報告について

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第9、議員の海外派遣報告についてを議題といたします。

初めに、12番、鈴木紀議員。

〔12番 鈴木 紀議員登壇〕

12番（鈴木 紀議員） 那須塩原市海外都市産業交流促進事業、海外都市交流事業報告をさせていただきます。

7月7日から14日までの8日間の海外都市産業交流促進事業、また同じく12日までの6日間海外都市交流事業に市議会を代表して参加してまいりました。行き先は、オーストリアのリンツ市とウィーン市、イタリアのミラノ市の2カ国3市で、参加者は事務局を含め合計12名でした。

今回の事業は、第1に、国際化社会に対応できるリーダーの育成を、第2に、産業の活性化を目的として行われました。

リンツ市では、那須塩原市の中学生オーストリア派遣研修事業の受け入れ校であるLISAを訪問してまいりました。また、本市の中学生派遣研修事業のきっかけともなった青木周蔵子爵の子孫であるニクラス・サルム伯爵の住まい、シュタイレック城も訪問してまいりました。

さらに、リンツ市との表敬訪問に加え、リンツ市観光局長からは、リンツ市の観光の現状と課題等を伺い、ヒッヒリング地区では、最新の技術が応用された環境ニュータウンの説明を受けてまいりました。

また、世界シェア50%を占めるオーストリア最大の鉄鋼メーカーフェストアルピーネAG社も視察してまいりました。この会社では、特殊な工法で生産する鉄鋼が印象に残りました。

高級保養地として名高いバーデンでは、温泉施設レーマーテルメを視察してまいりました。大きなリハビリセンターに加え、フィットネスセンターもあり、伝統的な温泉療養は、本市のヘルスツーリズムの参考となる気がいたしました。

次に、ウィーン市では、オーストリア最大の高品質ワインの生産地でもあり、最もワイナリーの

集まる町ランゲンロイス村を訪問し、ワイン博物館「ロイジウム」を視察してまいりました。

また、今回訪れたヨーロッパの町並みを見て感じたことは、特に教会や宮殿、美術館に施されている彫刻等が歴史の重厚さと文化の高さを感じさせ、驚かされました。全ての建物が石で建設されており、木の文化の日本との違いは対照的でもありました。

オーストリアは世界を代表する観光立国ですが、我々から見ると、ヨーロッパ全体が相互に競い合う観光圏を形成しているように感じました。どのようにしたらオーストリアに来ていただけるようにできるのか、国際競争のみならず、国内でも都市間競争を勝ち抜かなければならず、ある意味では、日本の人口減少時代の中での生き残りをかけた競争とそう違わないのではないかと感じる部分もありました。いかに安全なまちであり、安心をして観光ができるまちであり、さらに住みやすいまちづくりを進めていくことが、勝敗の帰趨を握っているように感じました。

また、世界中から留学生を集めるLISAに象徴されるように、教育の重要性も感じました。LISAの生徒には、全世界どこの大学にでも行けるだけの実力を備えさせているという自負があるそうです。リンツ市は教育に重きを置いており、その水準の高さを感じました。

今後も引き続き、リンツ市との姉妹都市交流を重ねていくことは、本市にとってはさらによりまちづくりを推進していくことに役立ち、また子どもたちにとってもすばらしい経験となり、将来の生き方に大いに生かされることを確信いたしました。

最後に、今回の交流事業の目的でもある人材育成と産業の活性化について、歴史観、気候、風土、文化といった違いを肌で感じられたこと、戦略が

しっかりと立てられているように思いました。観光局長がまち全体を見ていただきたいと言った言葉がありましたが、自分のまち全体像をどう形づけていくのか、この言葉に尽きると思いました。

以上で報告とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 次に、7番、櫻田貴久議員。

〔7番 櫻田貴久議員登壇〕

7番（櫻田貴久議員） 平成27年度那須塩原市海外都市産業交流促進事業の視察報告をいたします。

私は、24歳のときに、黒磯市で行っていた青年の翼以来のヨーロッパの視察に30年ぶりに参加をすることができました。

30年前には、オーストリアのウィーン、フランスのパリ、そしてギリシャのアテネの3カ国の視察でした。当時、ソビエトの領空を飛ぶことができないため、ドイツのデュッセルドルフまで行き、南回りで22時間、帰りは北回りのアンカレッジ経由の17時間でした。今回は、成田からウィーンまでオーストリアンエアラインの直行便でウィーンまで11時間でしたが、それでも非常に長い時間のかかる旅でした。

まず初日は、ウィーンに到着後、ウィーンから180km先までのリンツまで移動でした。夜9時を過ぎても明るいのはびっくりしました。

また、1ユーロ140円ぐらいの相場で考えると、コーラ1本が2.5ユーロ、約350円、日本に比べると物価の高さにも驚き、また飲料水というか水です、水についてもガス抜き、ガスありがあり、非常に不便を感じるどころのスタートとなりました。

翌日は、本市の中学生がお世話になっているLISAを訪問し、校長先生みずから案内をしてくれ、施設の説明を受けました。また、平成19年度からLISAが受け入れ校になっている本市の中

学生オーストリア派遣研修事業の現場を経験できたこと、改めて関係各位の皆さんにお礼を申し上げます。すばらしい施設でした。中学生もよい体験、経験のできる施設であることを確信しました。

また、青木周蔵子爵の孫でもありますニクラス・サルム伯爵邸の訪問をしました。訪問日には、サルム伯爵は不在でしたが、住まいのシュタイレック城に出向き、ご家族と面会、お城では毎年中学生海外派遣団のお別れ会を開催していただいている場所などを見学し、改めて感謝の気持ちでいっぱいになりました。

また、中学生海外派遣事業の支援や今回の研修事業の各機関等との調整や研修中リンツ及びウィーンのご支援をいただいている通訳さんにもいろいろとお骨折りをいただきありがとうございました。

また、昼食をともにし、シュタイナー観光局長からリンツ市の観光の現状、課題、将来の展望等について話を伺い、また商工会議所の方からも経済状況などの説明をいただき、大変参考になりました。

7月9日木曜日は、朝からリンツ市長に表敬訪問を行いました。姉妹都市提携に向けて交流を行っているリンツ市のルーガー市長との会談をし、副市長がルーガー市長からのメッセージのDVDをいただき、とても感激をいたしました。また、そのときに飲んだオレンジジュースの味が今でも忘れられません。

また、ルーガー市長とは、年が同じということで意気投合し、楽しいひとときを過ごすことができました。大変貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。ぜひルーガー市長には選挙で勝利をしていただき、本市に来られることを心からお祈り申し上げます。再会することを楽しみにしています。

午後からは、オーストリア最大の鉄鋼メーカーで120年の歴史を持つフェストアルピーネAG社を視察しました。同社が開発したLD転炉法は、それ以前の製鋼過程における発電効率の技術的諸問題を解消し、生産性の向上に大きく寄与した技術を視察しました。

また、ウィーンから南に30km下った人口2万5,000人のウィーンの高級ベッドタウンとなっているほか、高級保養地となっているバーデン温泉施設「レーマーテルメ」でヨーロッパの温泉文化、温泉施設「レーマーテルメ」について視察をしました。

また、日本でいえばヘルスツーリズムについても意見交換をしました。特に君島団長と若色委員の積極的な質疑や意見、質問については、熱いものを感じました。今も印象に残っています。

リハビリセンターやプール、そしてフィットネスセンターなどは、時代背景やニーズにマッチしているように感じました。また、庁内にはオーストリアで1934年に最初につくられたカジノにもびっくりをしました。

とにかく、温泉施設「レーマーテルメ」は、バーデンの硫黄泉を利用し、伝統的な温泉療法と最先端の健康増進法を組み合わせ、3,500㎡の温泉施設であるということにもびっくりをいたしました。

7月10日金曜日は、朝から在オーストリア日本大使館を訪れました。姉妹都市提携に向け支援をいただいている竹歳特命全権大使を表敬訪問し、オーストリアの産業、観光の概況について大使館職員より説明を受けました。今が観光のトップシーズンらしいです。オーストリアにも観光のゴールデンルートがあることを知らされ、勉強になりました。

午後からは、ランゲンロイス村とロイジウムワ

イン博物館を視察しました。ランゲンロイス村は、オーストリアで最もワイナリーの集まる町で、オーストリアを代表するブドウ品種グリューナー・ヴェルトリーナーの産地、カンプタールの中心地です。

また、ワイン博物館ロイジウムワインエクスペリエンスは、ホテル兼スパ、エステ等を兼ね備えた一種のテーマパークです。地上には未来的なビジターセンターがあり、地下に入ると、数百年を経た迷路のようなワインセラーの中で、光と音を使った展示が行われています。バロック時代のワイン醸造酒の家や現代のブドウ畑をめぐるツアーで、神秘的時代から現代までのワインの歴史を見ることができました。

そこからウィーンに移動し、ウィーン最大のショッピングセンター、ドナウツェントウラム商業施設を視察いたしました。2010年末に全面リニューアルを行い、スワロフスキーやZARAなどのブティックなど約90店舗、大型のスーパーマーケット、インタースーパーも入っており、日用品やお土産の買い物にも非常に便利でした。たくさんの方でにぎわっている印象が強かったです。

7月12日日曜日は、最後の視察地でもありますミラノに移動し、2015年ミラノ国際博覧会を視察しました。2015年ミラノ国際博覧会は、2015年5月1日から10月31日までの184日間で、開催地はミラノ市近郊、ミラノ見本市に近い場所で、会場面積は110ha、想定参加国は140カ国、ミラノ万博のテーマは、「地球に食料を、生命にエネルギーを」、フーディング・ザ・プラネット、エナジー・フォー・ライフです。

私たちは、まず日本館を視察に行き、改めて日本館のクオリティーの高さに関心をいたしました。テーブルにはお菓子だけが置いてあり、選択をすると、日本食の食材、調理の仕方、季節が出てき

て、改めて日本食のすばらしさを感じることができました。上海万博、名古屋万博に比べると、少しコンパクトな気がしました。また、日本館で食べたCOCO壱番のカレーライスのうまさにはびっくりをいたしました。

また、ヨーロッパのビールになれたところにキリンビールの一番搾りを飲みましたら、改めてキリンビールのうまさにもびっくりをいたしました。

今回はミラノ万博で、改めて日本食のすばらしさを感じることが一番の収穫でした。

私は今回の研修の目的設定を建設経済常任委員長として視察地の産業について、本市に照らし合わせながら視察をし、特に私のライフワークでもある観光についてはしっかりと研修し、本市の観光の取り組みに参考になればと思い、また、観光局などの取り組みについても参考になればと思い視察をしました。やはり地域の特性を生かした取り組みについては、非常に参考になる部分がありました。

今回の視察に参加した経験を生かし、これからの議員活動の糧にしたいと思います。そして何よりも、ルーガー市長の当選を心よりお祈りし、今後の那須塩原の発展のために全力で尽くしたいと思います。

最後に、今回の視察でお世話になった全ての皆様ありがとうございます。感謝の気持ちでいっぱいです。ダンケ。

議長（中村芳隆議員） 以上で海外派遣報告を終わります。

市長挨拶

議長（中村芳隆議員） 以上で平成27年第4回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました

た。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 平成27年第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

初めに、さきの議員全員協議会でご報告させていただきましたが、今月9月9日から10日にかけて塩原地区、箒根地区を中心に発生した局地的な豪雨は、甚大な被害をもたらしました。幸いにして、人的な被害はありませんでしたが、家屋の損壊が3件、床上、床下など建物への浸水が30件、土砂崩れが10カ所、国道400号を初めとする道路の通行どめも複数発生するなど、その被害は極めて大きなものとなりました。災害に遭われた市民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

また、日光市や鹿沼市、栃木市などでは、建物などの被害に加え、とうとい人命が奪われるより深刻な事態となりました。お亡くなりになられた方に対し心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの方に対し、お見舞いを申し上げます。

9月4日から本日まで25日間にわたり開催されました第4回市議会定例会も、大きな災害となったことから、会期日程を一部変更していただくことなどもございましたが、本日閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には、平成27年度那須塩原市一般会計補正予算や平成26年度各会計の決算認定、条例の制定や一部改正など、合わせて41件の案件について慎重なご審議をいただき、原案のとおりご決定をいただきました。大変ありがとうございました。議案審議や市政一般質問などにおいて、各議員から示されましたご意見等につきましては、今後十分に検討をさせて、対応さ

せていただきたいと思います。

また、非常事態ということで、議会におきましても、市議会対策本部を立ち上げ、情報収集などの災害対応に当たっていただきましたことに対し、この場をおかりいたしまして改めて感謝申し上げます。

去る9月6日の日本経済新聞に、総務省が行った老朽化した公共施設の統廃合の調査結果に関する記事が大きく報道されておりました。自治体が保有する膨大な公共施設のうち、その老朽化などを理由として解体する必要があると見られる施設は全国で1万2,000件に上り、その内訳では、公営住宅が全体の22.9%と最も多く、次いで教育関係の施設が19.1%を占めているという記事でございました。人口減少が確実に進む時代を見据えた、より一層堅実な行財政運営が求められていることを改めて強く感じた内容でもありました。

今回の市政一般質問でも、市有財産の有効活用に関するご質問をいただきましたが、本市におきましても、市有財産の有効活用に関する基本方針に基づき、施設のあり方、施設の維持管理や運営に係るコスト、安全性やサービス内容などの施設の質、市民や時代のニーズに合った施設の量の3つの視点で見直しを進めながら、来年度までには公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進していくことで、持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の議会では、教育施策に関するご質問を数多くいただきました。答弁いたしましたとおり、これまでもA L Tの市内全小中学校常駐配置といった英語教育の推進や、タブレット端末や電子黒板といったI C T機器の導入など、先進的な取り組みを進めているところでありますが、今回の議会では、学習意欲の高い若者に対する学習

への機会を支援し、有能な人材を育成するため、新たな施策として奨学資金の給付条例を議決いただきました。子どもたちや若者にとって、教育環境のさらなる充実につながるものと考えております。

今後も県北の中核を担う都市として、持続可能な行財政運営を堅実に進めるとともに、これからの那須塩原市を支える大きな力となる子どもたちや若者など、未来を担う人材の育成に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

結びになりますが、日ごとに秋も深まりを感じられるようになりました。議員の皆様方におかれましては、健康に引き続き十分留意され、市政運営にご理解とご協力をお願いを申し上げまして、第4回那須塩原市議会定例会閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまでした。

議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。

閉会の宣告

議長（中村芳隆議員） 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

さきの関東東北豪雨は、塩原地区を中心に、本市内にも大きな被害をもたらす結果となりました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

今後は、被災者へのきめ細かな支援と早期の復旧が望まれるわけですが、議会といたしましても、執行部と共通認識のもと、迅速に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解、ご協力をくださいますようお願いを申し上げます。

さて、去る9月4日から25日間にわたって開会

されました平成27年第4回那須塩原市議会定例会は、提出されました全議案の審議を終了することができました。関係各位のご協力に対しまして心から御礼を申し上げます。

いよいよ実りの秋を迎え、各種行事が次々と開催される予定となっておりますが、その中でも、今年度は合併10周年の記念式典が10月末に開催されます。議会といたしましても、これを機会に市民の皆様の負託に応えていけるよう、さらに努力を重ねてまいりたいと考えております。今後とも議会運営にご協力をお願いする次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時36分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成27年9月28日

議 長 中 村 芳 隆

署 名 議 員 平 山 啓 子

署 名 議 員 植 木 弘 行